

令和7年5月1日

北九州市障害福祉団体連絡協議会

会長 林 芳江 様

北九州市保健福祉局総務部

給付金担当課長 中山 聡

令和6年度物価高対策重点支援給付金に係る申請期限の周知について【お願い】

平素より、本市の保健福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

現在、国の物価高対策として住民税非課税世帯への支援のため給付金を支給しています。給付金の受給のためには、市から送付した書類の返送や申請が必要な場合があります。

つきましては、貴協議会が支援されている方などで、まだ返送等をされていない場合は、申請期限がありますので、ご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

1 対象となる給付金（基準日：令和6年12月13日）

（1）令和6年度物価高対策重点支援給付金（3万円）

【対象世帯／給付額】

令和6年度住民税非課税世帯／1世帯あたり3万円

対象世帯のうち、口座情報等の確認が必要な世帯には、「支給要件確認書」を送付しています。必要書類とともに返送してください。

（2）こども加算（児童1人あたり2万円）

【対象世帯／給付額】

（1）の対象世帯で、18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯
／児童1人あたり2万円

原則、手続き不要で、（1）の給付金（3万円）と合算して振り込みます。

ただし、次の場合は申請が必要です。

- ・対象世帯とは別世帯であるが生計が同一の児童がいる場合
- ・基準日時点で北九州市に住民票がある世帯で、その後、他の市町村へ転出した後に新生児が出生した場合

2 申請期限

令和7年6月2日（月）（消印有効）

※詳細は、以下のURL もしくは二次元バーコードをご参照ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/18200261_00001.html



【お問い合わせ先】

①北九州市重点支援給付金コールセンター

0120-034-553（平日9～17時）

②小倉北区役所および八幡西区役所の相談窓口（平日9～16時）

6月2日（月曜日）まで開設しています。

相談窓口は、電話による対応は行っていないので、直接お越しください。